

## 【参法 62】

# 選挙における合同演説会解禁法案

## 【公職選挙法の改正】

### <立法の背景・趣旨>

公職の選挙において、第三者が開催する合同演説会が認められておらず、名前連呼中心の選挙運動となっている。

→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、第三者が開催する合同演説会を一定の場合に解禁する必要がある。

第三者が開催する合同演説会について、全ての候補者等<sup>※</sup>が開催について同意した場合には、解禁するものとする。

※ 候補者のほか、衆議院名簿届出政党等の場合がある。

## 現 行

第三者が開催する合同演説会：禁止



## 改 正 法

全ての候補者等が開催について同意した場合には、解禁